

第1 産業高等学校実施分

1 監査対象学校

産業高等学校

2 監査の実施期間

平成18年10月18日から平成18年11月7日まで

3 監査の方法

監査対象部課等における財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営を行っているかどうかを留意し、関係帳簿、書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。

4 監査対象年度

平成18年度執行分（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）。ただし、必要に応じて平成17年度を含む。

5 監査の対象事務

(1) 収入事務

高等学校授業料、空調使用料、聴講料、入学金、高等学校敷地使用料

(2) 契約事務

産業高校教育改善事業賃貸借契約、パソコン整備事業賃貸借契約、学校警備管理業務委託契約、語学演習装置保守点検業務委託契約、生垣剪定業務委託契約

(3) 備品の管理状況

6 監査の結果

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

第2 総務部等実施分

1 監査対象部課等

総務部（総務管財課、財政課、契約検査課、市民税課、固定資産税課、納税課）

産業部（商工観光課、農林水産課、港湾振興室）

農業委員会事務局

2 監査の実施期間

平成18年10月16日から平成18年11月16日まで

3 監査の方法

監査対象部課等における財務に関する事務が、法令等に従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営を行っているかどうかを留意し、関係帳簿、書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問等により行った。

4 監査対象年度

平成18年度執行分（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）。ただし、必要に応じて平成17年度を含む。

5 監査の対象事務

(1) 総務部各課の主な監査対象事務は、次のとおりである。

ア 総務管財課

(ア) 収入事務

来庁者駐車場使用料、市有土地・建物貸付収入、土地売払収入

(イ) 契約事務

本庁舎等清掃警備業務委託契約、別館等清掃警備業務委託契約、元睦会館賃

貸借契約、第2別館貸借契約、本庁舎本館及び別館男子小便器衛生器具保守管理業務委託契約

(ウ) 旅費の支出状況

イ 財政課

(ア) 収入事務

普通交付税

(イ) 備品の管理状況

(ウ) 旅費の支出状況

ウ 契約検査課

(ア) 収入事務

不用品売払収入、土木共通仕様書頒布収入

(イ) 契約事務

物品売買単価契約、物品売買契約、J C I Sの利用に関する契約

(ウ) 旅費の支出状況

エ 市民税課

(ア) 収入事務

税証明・閲覧手数料、自動車臨時運行許可申請手数料

(イ) 契約事務

市府民税特別徴収税額通知書封入等業務委託契約、市府民税普通徴収税額通知書封入等業務委託契約、軽自動車税の当初課税に係る納税通知書印刷等業務委託契約、電子複写機賃貸借契約

(ウ) 旅費の支出状況

オ 固定資産税課

(ア) 収入事務

閲覧手数料、コピー料

(イ) 契約事務

納税通知書印刷・ブッキング等業務委託契約、家屋評価システム化装置賃貸借契約、路線価データ変換処理業務委託契約

(ウ) 旅費の支出状況

カ 納税課

(ア) 収入事務

市税

(イ) 契約事務

督促状・催告状等作成及び封入封緘等業務委託契約、市税口座振替計算事務委託契約、差押自動車移送業務委託契約

(ウ) 旅費の支出状況

(2) 産業部各課の主な監査対象事務は、次のとおりである。

ア 商工観光課

(ア) 収入事務

労働会館使用料、産業会館使用料、岸和田だんじり会館入場料、五風荘等使用料、営業証明手数料

(イ) 契約事務

岸和田だんじり祭運営業務委託契約、岸和田市勤労者互助会事業に関する委託契約、古城川等公衆便所管理業務委託契約、観光振興業務委託契約、産業会館駐車場賃貸借契約

(ウ) 補助金交付事務

勤労者福祉対策事業補助金、産業団体振興助成金、空き店舗活用促進事業補助金、中小企業振興資金融資信用保証料・利子補給金、だんじり新調・購入事業助成金

(I) 公の施設の指定管理の状況

牛滝温泉やすらぎ荘、だんじり会館、産業会館、五風荘、まちづくりの館、市営駐車場

イ 農林水産課

(ア) 収入事務

農業用施設敷地使用料、農業等証明手数料

(イ) 契約事務

有真香会館管理運営業務委託契約、久米田池環境維持管理業務委託契約、ゲンジボタル観賞会等事業委託契約、契約栽培農産物生産業務委託契約、土地改良賠償責任保険契約

(ウ) 補助金交付事務

森林組合育成事業補助金、造林事業補助金

(I) 公の施設の指定管理の状況

大沢山荘

ウ 港湾振興室

(ア) 収入事務

船員手帳交付等手数料

(イ) 契約事務

阪南2区土地売買契約、旧港地区土地買戻し契約、事業用借地権設定契約

(ウ) 補助金交付事務

岸和田港まつり事業助成金

(3) 農業委員会事務局の主な監査対象事務は、次のとおりである。

ア 収入事務

農地等証明手数料、農業者年金基金事務費交付金

イ 備品の管理状況

ウ 旅費の支出状況

6 監査の結果

(1) 総務部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(2) 産業部

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(3) 農業委員会事務局

事務事業の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。